

2016年（平成28年）3月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

臨時福祉給付金に関することに係る一般的制限，本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に利用すること及び利用させること並びに目的外に利用すること及び利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2016年（平成28年）2月24日付けで諮問（第790号）された臨時福祉給付金に関することに係る一般的制限，本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に利用すること及び利用させること並びに目的外に利用すること及び利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第8条第1項第4号の規定による社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (3) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性及び利用させる必要性があると認められる。
- (4) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること及び利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり社会的差別の原因となる個人情報を取り扱う必要性，個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由，目的外に利用すること及び利用させることの必要性並びに目的外に利用すること及び利

用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、平成26年度及び平成27年度に臨時福祉給付金（以下「臨時給付金」という。）の給付措置が全国の市町村において実施され、本市においても対象となる市民に支給事業を行った。

この事業は当初は平成26年度及び平成27年度限定の事業であった（それぞれ藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第643号及び第743号にて承認済み。）が、平成27年12月24日の「平成28年度一般会計予算案」の閣議決定により平成28年度においても継続されることが決定した。

また、一億総活躍社会の実現に向けて平成28年度前半の個人消費の下支えを行うため、賃金引き上げの恩恵が及びにくい高齢者を対象とする年金生活者等支援臨時福祉給付金（以下「年金生活者等給付金」という。）の支給を平成28年度に実施することが、平成27年12月18日の「平成27年度補正予算案」の閣議決定により決定した。

これを受け、本市においても福祉総務課が担当課となり、平成28年度に対象となる市民に両給付金を支給する予定になっている。

両給付金の支給要件はそれぞれ次のとおりである。

ア 臨時給付金

- (ア) 平成28年1月1日において本市に住居登録がされていること
- (イ) 平成28年度の市県民税(均等割)が課税されていないこと。
- (ウ) 平成28年度において市県民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等でないこと。
- (エ) 生活保護制度内で対応される受給者でないこと。

支給額は1人3,000円,申請受付時期は9月上旬から12月下旬までを予定。

イ 年金生活者等給付金

- (ア) 平成27年1月1日において本市に住居登録がされていること
- (イ) 平成27年度の市県民税(均等割)が課税されていないこと。
- (ウ) 平成27年度において市県民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等でないこと。
- (エ) 生活保護制度内で対応される受給者でないこと
- (オ) 平成28年度中に65歳以上に該当すること。

ただし、臨時給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金及び遺族基礎年金の受給者はこれらの要件に関わらず年金生活者等給付金の対象となる。

支給額は1人30,000円,申請受付時期は4月下旬から7月下旬までを予定。

給付金に関する通知及び申請書の発送は大きく分けて2回行う。4月下旬に平成27年度の市県民税が課せられていない旨の通知及び年金生活者等給付金の申請書の発送を行い、9月上旬に平成28年度の市県民税が課せられていな

い旨の通知並びに臨時給付金の申請書の発送を行う。

福祉総務課では地方税法上の守秘義務により、対象条件に大きく関わる情報を取り扱うことができず、両給付金の対象となると思われる市民に申請書や説明書を送付することが難しいため、市民税課が、市県民税が課せられていない者に通知を行う際に、給付金の申請書を同封して送付する。ただし、平成27年度の臨時給付金の給付実績がある市民に対しては、市民の申請手続きの簡易化を図るために、福祉総務課から平成27年度の申請内容（住所・氏名・生年月日・振込口座の一部）を申請書に印字した申請書を送付する。その他に広報やチラシなどで市民に両給付金の制度周知を行う。臨時給付金の対象者は約57,000人、年金生活者等給付金の対象者は約30,500人と想定していることから、市民から提出された申請書の管理及び審査にはコンピュータ処理が不可欠であり、また、作業量が膨大なため作業の一部を専門業者に委託する。

市民から送付等があった申請書については、受託者に申請内容のデータ化を依頼する（申請日、住所、氏名、生年月日、口座情報）。その後、受託者からデータ化したファイルを受け取り、そのデータに基づき、給付金の支給要件について審査を行う。支給要件の一つである市県民税（均等割）が課せられていないことの確認については、申請時に申請者本人の同意を得たうえで行う。その他の要件については事前に関係課から情報を収集しておき審査を行う。この給付決定は迅速・正確に行うことが求められているため、事前に関係課・関係機関から情報を収集する必要があり、本人以外から収集を行い、その情報を目的外に利用することになる。

給付決定後、対象者のデータ（決定日、支給金額、振り込み予定日、住所、氏名）を受託者に渡し、受託者から決定通知を送付する。

以上の業務を行うことから、一般的制限の事項に係る個人情報を取り扱うこと、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に利用すること及び利用させること並びに目的外に利用すること及び利用させることに伴う本人通知の省略及びコンピュータ処理について藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

(2) 一般的制限の事項に係る個人情報を取り扱うことについて

一般的制限の事項に係る個人情報

ア 生活保護法に基づく受給者の住所、氏名及び生年月日

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者の住所、氏名及び生年月日

ウ 障がい者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者の住所、氏名、生年月日及び措置日

エ 高齢者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者の住所、氏名、生年月日及び措置日

オ 国民年金法等の規定による障害基礎年金の受給者及び厚生年金保険制度等の規定による障害年金受給者の住所、氏名、生年月日及び性別

以上の情報については個人情報保護条例第8条第1項第4号の社会的差別の原因となる事項に該当すると思われるが、国全体で行われるこの給付事業を公平に実施するためには、支給要件に関するこれらの情報が必要不可欠であるため、取り扱いを行うものである。

(3) 本人以外のものから収集し、目的外利用する個人情報の項目

ア 本市の関係課から情報提供されるもの

(ア) 住民基本台帳

住所、氏名、生年月日、世帯主名、続柄、住民日、住民届出日、異動日、異動届出日、転出先住所

平成27年1月1日に本市に住民登録をしている者、平成28年1月1日に本市に住民登録をしている者及び給付決定までに死亡した者

所管課 市民窓口センター

(イ) 生活保護法に基づく受給者

住所、氏名、生年月日

平成27年1月1日時点で生活保護を受給している者、平成27年1月1日時点で生活保護が停止している者及び平成27年1月2日から平成28年4月1日までに生活保護が停止又は廃止になった者

平成28年1月1日時点で生活保護を受給している者、平成28年1月1日時点で生活保護が停止している者及び平成28年1月2日から平成28年10月1日までに生活保護が停止又は廃止になった者

所管課 生活援護課

(ウ) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者

住所、氏名、生年月日

平成27年1月1日時点で支援給付を受給している者、平成27年1月1日時点で支援給付が停止している者及び平成27年1月2日から平成28年4月1日までに支援給付が停止又は廃止になった者

平成28年1月1日時点で支援給付を受給している者、平成28年1月1日時点で支援給付が停止している者及び平成28年1月2日から平成28年10月1日までに支援給付が停止又は廃止になった者

所管課 福祉総務課

(エ) 障がい者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者

住所、氏名、生年月日、措置日

給付決定までに入所等措置がとられている者

所管課 障がい福祉課

(オ) 高齢者のうち、養護者から虐待を受けたことにより、入所等の措置がとられている者

住所、氏名、生年月日、措置日

給付決定までに入所等措置がとられている者

所管課 高齢者支援課

イ 関係機関から情報提供されるもの

- (ア) 児童福祉法，障害者総合支援法及び売春防止法の規定により，入所等の措置がとられている児童

住所，氏名，生年月日，性別，措置日
給付決定までに入所等措置がとられている者
所管関係機関 神奈川県児童相談所

- (イ) 障害基礎年金受給者・遺族基礎年金受給者等

住所，氏名，生年月日，性別
平成27年3月分の受給者
所管関係機関 日本年金機構

- (4) 個人情報をも本人以外のものから収集することの必要性及び目的外利用することの必要性について

臨時給付金の対象者は約57,000人，年金生活者等給付金の対象者は約30,500人と想定しており，一定期間内に本人から情報を収集することは，時間・労力・費用を莫大に費やすことになり，両給付事業の目的達成が困難になるため，個人情報を本人以外のものから収集する必要がある。また，両給付金の申請については速やかに支給を決定する必要があることから，各課・各関係機関が保有する支給要件に関する情報を収集し，目的外に利用する必要がある。

- (5) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び個人情報を目的外利用することに伴う本人通知の省略について

臨時給付金の対象者は約57,000人，年金生活者等給付金の対象者は約30,500人と想定しており，通知すべき相手が多数で，通知する費用や事務量が過分に必要となり，本市の事務処理に著しい支障が生じることから，個別の通知は省略したい。なお，本人以外から収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図る。

- (6) 個人情報を目的外に利用させることについて

ア 目的外利用させる課

市民税課

イ 目的外利用させる個人情報の項目

平成27年度の臨時給付金支給者
住所，氏名，生年月日

ウ 個人情報を目的外に利用させることの必要性について

臨時給付金の支給者データについては市民税課では取扱権限を有していない。しかし，市民税課が発送する通知に同封される給付金申請書と平成27年度臨時給付金の支給実績がある市民に対する申請書とを重複させないため，市民税課で平成27年度の臨時給付金の支給者データを利用できるようにし，該当する市民に対しては給付金の申請書を送付しないようにする。

- (7) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

平成27年度の臨時給付金の支給者数は55,500人（平成28年2月1日現在）であり，通知すべき相手が多数で，通知する費用や事務量が過分に必

要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。なお、本人以外から収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図る。

(8) 利用させる個人情報の取り扱いについて

市民税課での安全対策について

抽出ファイルの形式をCSVファイルとし、データの受け渡しについては、パスワード設定や生体認証などが可能な媒体（USBメモリを予定）を使用し、双方の職員同士が直接受け渡しを行うと共に、媒体については紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また、その際には受け渡し簿を作成し、双方で確認する。

ファイルについてはパスワードを設定し、利用できる職員を限定する。

(9) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性

給付金の支給については、国の制度の目的から、迅速かつ正確な支給事務を求められ、本市では臨時給付金の対象者は約57,000人、年金生活者等給付金の対象者は約30,500人と想定しているため、手作業での処理は困難であり、コンピュータによる処理が必要であると考え。また、その膨大な事務を行うため、専門の業者に委託し、効率的な事務の運用を図りたい。

業務委託を行う項目

(ア) 両給付金の申請内容のデータ化

(イ) 支給決定データに基づく支給決定通知の送付

イ コンピュータ処理を行う情報と項目

(3)本人以外のものから収集し、目的外利用する個人情報の項目のほか、以下の情報

(ア) 申請情報

住所、氏名、生年月日、電話番号、振込口座、申請日

(イ) 配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（申請者が申し出）

住所、氏名、生年月日、申出日

ウ 安全対策

(ア) 福祉総務課での安全対策について

(a) 各課から福祉総務課に提供されるデータのうち、上記(3)ア(ア)のデータについては、IT推進課に依頼し、各基幹システムから抽出を行い、直接IT推進課に設置されているネットワークサーバに保存する。上記(3)アの(イ)～(オ)のデータについては、抽出ファイルの形式をCSVファイルとし、データの受け渡しについては、パスワード設定や生体認証などが可能な媒体（USBメモリを予定）を使用し、双方の職員同士が直接受け渡しを行うと共に、媒体については紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また、その際には受け渡し簿を作成し、双方で確認する。

(b) 神奈川県児童相談所から提供を受けるデータについては、パスワード

設定された x l s x ファイル形式とし、データの受け渡しについては、各措置等自治体を通して e メールで行う。

- (c) 日本年金機構から提供を受けるデータについては、CSVファイル形式とし、データについては、本市と専用回線で結ばれたシステムにより提供される予定である。
- (d) 提供されたファイルについてはパスワード設定を行うと共に、IT推進課に設置されているネットワークサーバ内にある給付管理システムに取り込み使用する。ネットワークサーバにアクセスする際は生体認証を設定すると共に、ネットワークサーバに接続する際及び給付管理システムにもパスワードを設定し、使用を所属長に許可された必要最小限の福祉総務課職員に限定する。
- (e) 媒体については管理責任者を定め、鍵のかかるキャビネット等で管理し、データの使用終了後は速やかにデータを消去する。
- (f) また、各年度の給付金業務終了後、提供されたファイルについては業務系端末のネットワークドライブから消去し、使用できないようにする。
- (g) 事務を行う事務所については、業務時間以外は第三者が入れないよう施錠を行うと共にフロア全体を機械警備する。
- (h) やむを得ず紙に出力したデータについては、作業室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄すること。
- (i) 受託者に求める安全対策について
 - (a) プライバシーマーク及びISMS又はこれと同等と市が認める資格を取得していること
 - (b) 作業場所が機械警備・監視カメラ・有人監視・IDカードの導入等によるセキュリティ管理がなされていること。
 - (c) サーバを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録すること。
 - (d) 業務責任者及び従事者についての名簿を提出すること。
 - (e) 作業現場への職員の立会いが可能であること。さらに緊急時や確認が必要なときに、藤沢市役所から公共交通機関により2時間以内で移動可能な場所に作業場所を設置すること。
 - (f) 端末操作についてはユーザーID及び暗証番号による認証を行い、端末操作を関係職員に限定すること。
 - (g) 暗証番号は定期的に変更すると共に操作の状況を記録すること。
 - (h) 個人情報とは端末には保存せず、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理すること。
 - (i) 作業を行う端末等については外部ネットワークと接続しないこと。
 - (j) 端末については、コンピュータウイルス対策ソフトを利用し、最新のウイルスパターンを適用し、ウイルス対策を施すこと。
 - (k) やむを得ず紙に出力したデータについては、作業室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄すること。
 - (l) データの受け渡しについては、パスワード管理や生体認証などが可能

な媒体を使用し、双方の職員同士が直接受け渡しを行うと共に、媒体については紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また、その際には受け渡し簿を作成し、双方で確認する。運搬車両はコンテナ積載型、ワゴンタイプ等積み荷に対して施錠管理のできるものを使用する。

- (m) 通知書等を運搬する際は容器に収納し、事故等の際にも散乱しないよう、措置を講ずること。
- (n) 受託業務終了後は速やかにデータを消去し、記録媒体等があるときは、専用ソフトでデータ消去し完全に復元できないようにするか、シュレッダーなどにより、データを復元できないように処理をして廃棄すること。また、その際は廃棄証明書を提出すること。
- (o) 提供する情報については、市の許諾なくして複写又は複製しないこと。
- (p) 関係職員については個人情報に関する必要な研修及び指導を行うと共に、個人情報管理が適正に行われているか点検を行うこと。
- (q) 守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするとともに、業務従事者に周知徹底すること。
- (r) 取り扱う全ての情報に対して、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏洩などが行われないよう管理を徹底すること。

以上、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(10) 実施時期

2016年（平成28年）4月から2017年（平成29年）3月まで、及び継続実施された場合は国が示す終了時期まで

(11) 提出資料

- ア 資料1 個人情報取扱事務届出書
- イ 資料2 臨時福祉給付金の支給対象者について
- ウ 資料3 年金生活者等支援臨時福祉給付金支給対象者について
- エ 資料4 給付金の支給一覧
- オ 資料5 給付金申請の流れ
- カ 資料6 給付管理システム構成図
- キ 資料7 コンピュータ処理を行う情報と項目

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

(1) 社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性について

実施機関では、一般的制限の事項に係る個人情報については、国全体で行われるこの給付事業を公平に実施するためには、支給要件に関するこれらの情報が必要不可欠であるとしている。

以上のことから判断すると、社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性があると認められる。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

実施機関では、臨時給付金の対象者は約57,000人、年金生活者等給付金の対象者は約30,500人と想定しており、一定期間内に本人から情報を収集することは、時間・労力・費用を莫大に費やすことになり、両給付事業の目的達成が困難になるため、個人情報をも本人以外のものから収集する必要があるとしている。

また、両給付金の申請については速やかに支給を決定する必要があることから、各課・各関係機関が保有する支給要件に関する情報を収集し、目的外に利用する必要があるとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

(3) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、臨時給付金の対象者は約57,000人、年金生活者等給付金の対象者は約30,500人と想定しており、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したいとしている。

なお、本人以外から収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(4) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

実施機関では、臨時給付金の支給者データについては市民税課では取扱権限を有していないが、市民税課が発送する通知に同封される給付金申請書と平成27年度臨時給付金の支給実績がある市民に対する申請書とを重複させないため、市民税課で平成27年度の臨時給付金の支給者データを利用できるようにし、該当する市民に対しては給付金の申請書を送付しないようにするため必要としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性があると認められる。

(5) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

実施機関では、平成27年度の臨時給付金の支給者数は55,500人（平成28年2月1日現在）であり、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したいとしている。

なお、本人以外から収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認めら

れる。

(6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、給付金の支給については、国の制度の目的から、迅速かつ正確な支給事務を求められ、本市では臨時給付金の対象者は約57,000人、年金生活者等給付金の対象者は約30,500人と想定しているため、手作業での処理は困難であり、コンピュータによる処理が必要であるとしている。

また、その膨大な事務を行うため、専門の業者に委託し、効率的な事務の運用を図りたいとのことである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関が2説明要旨(9)安全対策ウ(ア)(a)から(h)まで及び(イ)(a)から(r)までにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 実施機関における安全対策

- (a) データ媒体の紛失を防ぐための措置 (ア)(a), (e)
- (b) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (ア)(d)
- (c) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (ア)(e)(f)(h)
- (d) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置
(ア)(a), (b), (c)

(e) 日常的な安全対策 (ア)(d), (g)

(イ) 受託者における安全対策

- (a) データ媒体の紛失を防ぐための措置 (イ)(1)
- (b) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (イ)(f)
- (c) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (イ)(k), (n)
- (d) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置
(イ)(a), (b), (c), (d), (e)
- (e) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 (イ)(i), (j)
- (f) その他受託者の安全対策を高めるための措置 (イ)(h), (m), (p), (q)
- (g) 日常的な安全対策 (イ)(g), (o), (r)

以上に加え、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」, 「藤沢市情報セキュリティポリシー<基本方針>」, 「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」, 「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上